

久留米市障害者総合支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱（平成21年8月25日厚生労働省発障0825第1号厚生労働省事務次官通知「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について」の別紙）、令和3年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱（令和4年1月18日厚生労働省発障0118第7号厚生労働省事務次官通知「令和3年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）の国庫補助について」の別紙）、令和4年度（令和3年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱（令和4年12月5日厚生労働省発障1205第4号厚生労働省事務次官通知「令和4年度（令和3年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）の国庫補助について」の別紙）及び令和4年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱（令和5年3月2日厚生労働省発障0302第5号厚生労働省事務次官通知「令和4年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）の国庫補助について」の別紙）に定める経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号）の規定によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施すること等により、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業

障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業実施要綱（令和2年3月12日障発0312第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業の実施について」の別紙）、「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業実施要綱（令和2年度第三次補正予算分）」（令和3年1月29日障発0129第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業（令和2年度第三次補正予算分）の実施について」の別紙）及び「令和3年度障害福祉分野のロボット等導入支援事業実施要綱」（令和3年12月22日障発1222第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「令和3年度障害福祉分野のロボット等導入支援事業の実施について」の別紙）に基づき事業者が行う事業を対象とする。

(2) 障害福祉分野の ICT 導入モデル事業

令和2年度障害福祉分野の ICT 導入モデル事業実施要綱（令和2年5月15日障発0515第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「令和2年度障害福祉分野の ICT 導入モデル事業の実施について」の別紙）及び「令和3年度障害福祉分野の ICT 導入モデル事業実施要綱」（令和4年1月5日障発0105第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「令和3年度障害福祉分野の ICT 導入モデル事業の実施について」の別紙）に基づき事業者が行う事業を対象とする。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」（令和3年4月13日障発0413第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について」の別紙）及び「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）」（令和3年12月22日障発1222第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（追加協議分）の実施について」の別紙）に基づき事業者が行う事業を対象とする。

(4) こどもの安心・安全対策支援事業

令和4年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱（令和5年3月2日厚生労働省発障0302第5号厚生労働事務次官通知「令和4年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）の国庫補助について」の別紙）に基づき事業者が行う事業を対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする（第3条の(4)は除く）。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の

財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第1号様式により速やかに、遅くとも間接補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市長に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（交付申請手続）

第6条 補助金の交付の申請は、市長が別に指示する期日までに第2号様式により行うものとする。

（変更申請手続）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変化により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第3号様式により行うものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業完了後速やかに（第5条第3号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認を受領した日から1か月以内）に事業の実績報告を第4号様式により行わなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年11月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月9日から施行し、令和4年9月5日から適用する。

別表

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）	10 10
障害福祉分野の ICT 導入モデル事業	1 事業所当たり 1,000 千円	障害福祉分野の ICT 導入モデル事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10 10
新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10 10
こどもの安心・安全対策支援事業	送迎バス 1台当たり 175 千円	送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	10 10